



ルーチエ通信

令和元年 夏号

残暑お見舞い

申し上げます

◇京都 梅尾山 高山寺にて ◇



今年七月の日照時間が短く、夏が過ぎやすいのでないかと期待を込めていましたが、八月ころに入ると三十度を大幅に超える猛暑が続き、日中外出すると、言っではいけないと思いつつ、「暑い」という言葉を何度も繰り返し返して発してしまいます。

そんな猛暑が続く中で、写真の風景は紅葉で有名な京都の高尾にある高山寺というお寺のお庭などを撮影したものです。高山寺は、日本のアニメーションの始まりともいえる「鳥獣人物戯画」を宝物とされていることで有名です。

また、高尾は紅葉で有名ですが、青もみじも素敵なところですが、学生時代を京都で過ごしましたが、春の桜、秋の紅葉にはあまり関心がありませんでした。最近日本季節折々の風情を愛でたいと思うようになりました。ただ、昨今の温暖化の影響か、春と秋が短くなってきているようにも思われ、日本の文化にはなくてはならない四季がいつまでも維持されることを願ってやまないところです。

さて、今回のルーチエ通信では、昨年に改正され、今年七月に施行された「不正競争防止法 平成三十年改正」限定提供データの保護」と「遺言制度の改正について」紙面に限界がありますが、以下ご説明をさせていただきますと存じます。



不正競争防止法 平成三十年改正 限定提供データの保護

■不正競争防止法とは？

「不正競争防止法」という法律をご存じでしょうか？ 馴染みが少ない方も多いかもしれませんが、もともとこのような事例をニュースなどで耳にしたことはないでしょうか？



経済産業省 HP「不正競争防止法の概要(テキスト 2018ver.2)」より引用

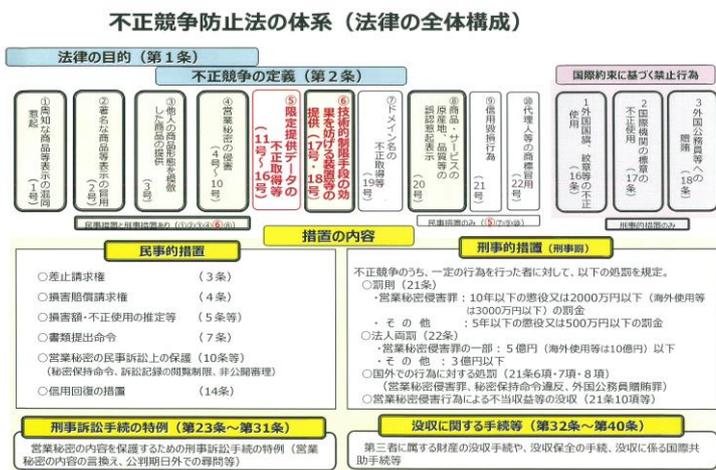
これらはいずれも不正競争防止法違反として民事、刑事上責任を問われたものになります。

不正競争防止法の歴史は古く、昭和九年に制定されています。これは国内産業の発展に伴う外国企業による日本商品の模造の増加、他国からの法制定の要請の高まり、工業所有権の保護に関するパリ条約（ヘーグ改正条約）加入の必要性によるものです。これらを背景にして、不正競争防止法第一条にはその目的として「この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の確かな実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めています。そして、不正競争防止法は、我が国及び世界情勢の変化に伴い、頻繁に改正され、現在における不正競争防止法の位置づけとして重要な点は、①知的財産法の補完的性質を有していること（特許、実用新案、意匠、商標という権利がない場合であっても、知的財産の保護を図ることを可能となっています。）、②行為類型によっては、

刑事責任を追究でき、知的財産の保護を強化し、あるいは不正な競争行為を抑制して公正な競争を確保したり、詐欺罪、贈収賄罪、窃盗罪、横領罪等を補完する機能も有しています。

■不正競争防止法の体系について

不正競争防止法は度重なる改正を経て、現在の体系としては左記のとおりとなります。



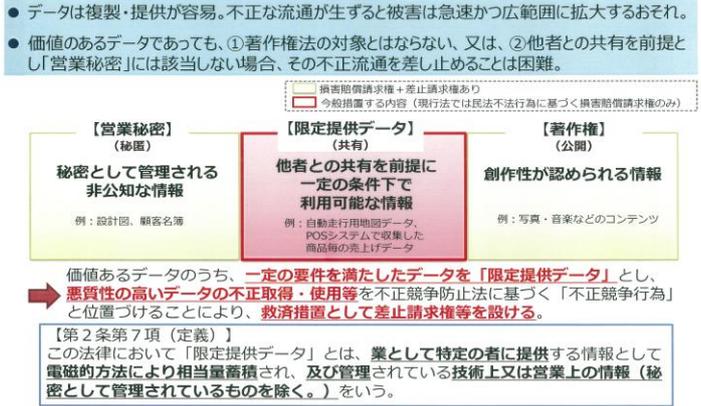
経済産業省 HP「限定提供データに関する指針の概要」より引用

「不正競争防止法」と位置付けることにより、救済措置として差止請求権等を設けています。なお、限定提供データにかかる改正は、令和元年七月一日より施行されています。

「不正競争防止法」と位置付けることにより、救済措置として差止請求権等を設けています。なお、限定提供データにかかる改正は、令和元年七月一日より施行されています。



価値あるデータの流通環境整備に向けた対応の考え方



「限定提供データ」とは？

不正競争防止法第二条第七項において限定提供データの定義がなされており、「この法律において『限定提供データ』とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。(中略)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。」と定められています。

経済産業省 HP「限定提供データに関する指針の概要」より引用

すなわち、限定提供データというためには、①限定提供性(業として特定の者に提供する)、②相当蓄積性(電磁的方法により相当蓄積されている)③電磁的管理性(電磁的方法により管理されている。)という三要件を満たす必要があります。

そうすると、限定提供データのイメージとしては、主として企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスの製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータであり、第三者提供禁止などの一定の条件の下で、データ保有者が、できるだけ多くの者に提供するために電磁的管理(ID、パスワード)を施して提供するデータといえます。具体的に該当するものといえるのは、下記図のとおりとなります。

なお、限定提供データに係る不正競争について各要件の考え方、該当する行為等の具体例を盛り込んでわかりやすくすべく、限定提供データに関する指針が策定され公表されています。※左記経済産業省HP

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chitekui/index.html>)

「限定提供データ」の具体例

第三者提供禁止などの一定の条件の下で、データ保有者が、できるだけ多くの者に提供するために電磁的管理(ID・パスワード)を施して、提供するデータ。

外部提供用データ	提供者	利用方法
機械稼働データ (船舶のエンジン稼働データ等)	データ分析事業者 (船会社、造船メーカー等からデータを収集)	データ分析事業者が、船舶から収集されるリアルタイムデータを収集、分析、加工したものを船舶所、船舶稼働メーカー、気象会社、保険会社等に提供。提供を受けた事業者は、造船稼働向上、保守点検、新たなビジネス等に役立てている。
車両の走行データ	自動車メーカー	自動車メーカーが、災害時に車両の走行データを公共機関に提供。公共機関は、道路状況把握等に役立てている。
消費動向データ (小売販売等のPOS加工データ等)	調査会社	消費者データの収集・分析する企業が、購買データや小売店からのPOSデータを加工したものを各メーカーに提供。各メーカーは、商品開発や販路戦略に役立てている。
人流データ (外国人観光客、イベント等)	携帯電話会社	携帯電話会社が、携帯電話の位置情報データを収集した人流データをイベント会社、自治体、小売等に提供。提供を受けた事業者等は、イベントの観客の交通経路分析や、外国人向けの観光ビジネス等に役立てている。
裁判の判例データベース	法律情報提供事業者	判例データベース提供事業者が、自社で編集を加えた判例データベースを研究者や学生に提供。研究者や学生は、研究活動等に利用している。

経済産業省 HP「限定提供データに関する指針の概要」より引用

「営業秘密との違い

不正競争防止法では、営業秘密の侵害も不正競争とし、営業秘密の保護を図っています(第二条一項四号ないし一〇号)。そして、限定提供データには営業秘密を除外とされており(第二条第七項)、営業秘密と限定提供データとの違いを意識する必要があります。すなわち、一定の管理下にある情報のうち、①秘密管理性、②有用性、③非公知性という三要件を満たす場合には、営業秘密とされ、限定提供データではなく、営業秘密

の保護の対象となります。
■企業が保有する情報の活用戦略と法的保護
企業が保有する情報には、下記のとおり、独占する(他社に使わせない)ことで差別化を図るもの(独占領域)、他社と共有することでその価値を高めていくもの(協調領域)が考えられます。そのために、自社が保有している情報をどこに位置付けるかを確認しその情報の性質に従いどのように保護していくのか、それとも逆に他社と共有していくことにより活用するのかが確認していくとともに、その性質に従って保護の対象となるように情報管理をすることにも留意が必要です。また、他社と限定提供データとして情報共有する場合には、当該データが限定提供データであることを踏まえた上で、第三者提供の禁止の規定、目的外使用の禁止、契約終了後のデータ廃棄義務などを含む契約書を提供相手と締結することが必要になります。「限定提供データ」としてデータの保護が図られることになったことから、この点を意識してデータの利活用を図ることが今後重要になります。

遺言制度の改正について

すでにルーチェ通信(平成三十年夏号)で民法(相続関係)改正について概要をご説明しておりますが、その中で遺言制度の改正につき、詳細にご説明をさせていただきますと思います。

■自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言については、民法九六八条は、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押すことを要求するだけでなく、自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者がその場所

を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれを署名し、かつその変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないものとしており、要式性、自書性を厳格に要求しており、その厳格さが簡便さという自筆証書遺言の利点を打ち消すと言われています。そこで、新法は同条二項において財産目録については、自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないということになりました。そのため、財産目録については、ワード、エクセルによる作成でもよく、遺言者以外による代筆、

さらには不動産の登記事項証明書、預金通帳の写しを添付することも可能になりました。もともと、その目録の枚葉に署名し、印を押さなければならず、そのようにして作成した財産目録の加除その他の変更の場合にも、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつその変更の場所に印を押さなければその変更の効力を生じないものとしています(同条二項、三項)。

その意味で自筆証書遺言に財産目録をつけるという場合には、変更をしない限りにおいては従前よりは簡便になったとはいえると思います。

なお、本改正は、平成三十一年一月十三日に施行されています。

■遺言の保管制度について

遺言には、前述の自筆証書遺言及び公正証書遺言があります。公正証書遺言の場合は、平成二十六年四月以後、災害対策も兼ねて遺言検索システムの中で原本の二重保存制度が実施され、公正証書遺言の原本を各公証役場で保管すると同時に遺言検索システムの中で電子データでも保

管することとなりました。そのため、公正証書遺言については、自筆証書遺言と異なり、家庭裁判所の遺言書検認手続きが不要というだけでなく、自分で保管しなければならなかった自筆証書遺言に比して、遺言が紛失、亡失、破棄、隠匿されるおそれがないばかりでなく、滅失の恐れもないということが公正証書遺言のメリットとされてきました。

ところが、今回の遺言制度の改正において、新たに自筆証書遺言の原本を公的機関が保管する制度(「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(以下「保管法」といいます。))が創設されることになり、自筆証書遺言の保管制度について大きく変更になりました。保管法によれば、遺言書の保管に関する事務は、法務局が遺言書保管所として取り扱うものとし、遺言者は管轄遺言書保管所の遺言書保管官に対して保管の申請をする必要があります(保管法四条一項、三項)。この場合、保管の申請をするには、遺言書保管所に自ら出頭しなければならず代理人や使者による申請はできないとされています。

遺言書保管の申請がされた場合には、公的書類により本人確認がなされ、遺言書が民法九六八条に定める形式を満たしているかどうかなどについて外形的審査がなされることとなります。また、遺言書の様式等に関して、保管の申請ができる遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成されたものでなければならぬため、この点も確認されることとなります。なお、これらの審査は、当該遺言が申請者本人によって作成されたこと及び提出時点での現状を確認するものであって、その有効性まで立ち入って判断するものではありません。遺言書保管官は、遺言書の画像内容等必要事項を磁気ディスクあるいはこれに準ずる方法をもって調整する遺言書保管ファイルに記録することによって保管・管理します。なお、保管法に基づいて保管された遺言書については、従来と異なり、家庭裁判所の検認手続きが不要となっています。

また、保管法は令和二年七月一〇日から施行されます。

ルーチェ法律事務所

弁護士・弁理士 中井陽子

(東京弁護士会所属)

東京都港区西新橋一丁目十八番六号

クロスオフィス内幸町六〇二号

電話 〇三・五五二〇・五三三四

HP <http://www.luce-law.jp/>